

議案第10号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出

清水町長 阿部 一 男

## 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年清水町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第2条 清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成14年清水町条例第66号)の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(清水町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準及び任命に関する条例の一部改正)

第3条 清水町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準及び任命に関する条例(平成24年清水町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第4号中「した後」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。